

2 防災情報に関する普及啓発等の推進

勸告	説明図表番号
<p>気象庁は、住民に対する気象災害に係る安全知識の普及啓発及び気象情報の利活用を推進（以下「普及啓発等」という。）するため、「住民に対する安全知識の普及啓発・気象情報の利活用促進に係る当面の取り組みについて(通知)」(平成24年4月12日付け気総第15号。以下「普及啓発通知」という。)において、取組に当たっての基本的な考え方や当面の取組方針及び平成24年度の実施計画を策定し、本庁各部及び気象台等に対しその内容を周知するとともに、関係業務の着実な実施を求めている。</p> <p>普及啓発通知においては、取組手法に関する課題として、これまでの出前講座や気象講演会等の気象庁職員が主体となつて行う取組手法だけでは、住民への広がりや限定的とならざるを得ないことを挙げており、対応策として、住民への指導的役割を担う地方公共団体や警察等の地域防災関係機関、教育関係機関等を対象として連携・協力体制の構築に努めるとともに、必要な支援を行い、活動の裾野を広げること重点を置くこととしている。</p> <p>平成24年度の実施計画においては、地震・津波、大雨、竜巻等の各現象別に、同年度に気象庁本庁及び気象台等が取り組むべき具体的な内容が示されており、気象庁では、これらの取組について、25年度以降も継続して実施することとしている。</p>	<p>図表2-①</p>
<p>(1) 防災情報に関する普及啓発等の取組状況</p> <p>気象庁本庁及び調査対象とした18気象台等(注)における平成24年度実施計画に基づく防災気象情報に関する普及啓発等の取組状況を調査した結果は、次のとおりである。</p> <p>ア 気象庁本庁における普及啓発等の取組状況</p> <p>気象庁本庁における重点分野等ごとの主な取組の実施状況をみると、地震・津波については、リーフレット等の作成、緊急地震速報の全国訓練等を、大雨については、NPO法人が実施する普及啓発活動の支援等を、竜巻等突風については、リーフレットの作成等を、それぞれ実施している。</p> <p>イ 気象台等における普及啓発等の取組状況</p> <p>18気象台等における平成24年度の実施計画に基づく重点分野等ごとの取組状況をみると、次のとおりである。</p> <p>(ア) 地震・津波</p> <p>18気象台等のうち、地震、津波に関する取組として、i)「自治体等関係機関が実施する防災訓練への参加、協力」及び「防災関係機関担当者を対象とした講演会の開催」を実施しているものは17気象台等、ii)「学校における緊急地震速報訓練実施の働きかけ」及び「学校教師を対象とした研修における講演」を実施しているものは16気象台等、iii)「報道機関向け勉強会の実施」を実施しているものは15気象台等、iv)「学校における地震・津波防災教育に関する授業等のモデルづくりや教材の作成支援」を実施しているものは14気象台等となっている。</p>	<p>図表2-②</p> <p>図表2-①(再掲)</p> <p>図表2-③</p>

(イ) 大雨

18 気象台等のうち、大雨に関する取組として、i)「防災関係機関担当者を対象とした講演会の開催」を実施しているものは17 気象台等、ii)「自治体等関係機関が実施する防災訓練への参加、協力」及び「報道機関向け勉強会の実施」を実施しているものは16 気象台等、iii)「学校教師を対象とした研修における講演」を実施しているものは15 気象台等、iv)「局地的大雨に関する教育機関向け注意喚起の取組等」及び「地域防災リーダー、学校防災リーダー養成プログラムへの協力」を実施しているものは14 気象台等、v)「テレビ番組への出演による気象知識の普及、啓発」を実施しているものは12 気象台等、vi)「気象予報士会や大学等と連携し、学校教育機関等への働きかけ」を実施しているものは10 気象台等となっている。

(ウ) 竜巻等突風

18 気象台等のうち、竜巻等突風に関する取組として「地方の特性を踏まえた広報ツールの作成、活用」を実施しているものは13 気象台等となっている。

気象庁では、これらの気象台等における取組について、平成24年度からスタートしたものであることから、各気象台等においては試行錯誤の段階であり、関係機関との協力関係の醸成等に時間がかかる場合もあるとしている。

なお、18 気象台等における普及啓発等に関する平成24年度の具体的な取組内容をみると、次のとおり、関係機関と連携・協力し、学校における緊急地震速報を活用した避難訓練や、地方公共団体の防災担当職員を対象とした講演会を実施している例がみられた。

- ① 福島地方気象台では、平成24年度に、福島県教育委員会の要請により、学校における緊急地震速報を活用した避難訓練の支援を行っている。
- ② 気象庁本庁及び東京管区気象台では、平成22年度から実施してきた東京都内の区市町村長訪問で寄せられた要望に基づき、24年度に、区市町村防災担当職員を対象とした「東京都防災気象講習会」を東京都との共催で実施している。

(注) 「18 気象台等」とは、旭川地方気象台、札幌管区気象台、仙台管区気象台、福島地方気象台、水戸地方気象台、東京管区気象台、名古屋地方気象台、津地方気象台、京都地方気象台、大阪管区気象台、岡山地方気象台、広島地方気象台、高松地方気象台、徳島地方気象台、福岡管区気象台、熊本地方気象台、沖縄気象台及び石垣島地方気象台である。

(2) 気象台等における普及啓発等の取組の周知状況等

18 気象台等における普及啓発等の取組の地方公共団体等への周知状況等を調査したところ、いずれも、地方公共団体、教育委員会等（以下「地方公共団体等」という。）に対し、防災気象連絡会等の各種会合、研修会への講師派遣、首長訪問等、従来から実施している活動の機会を利用して、気象台が実施する普及啓発等の取組についての

図表2-④

説明や支援の申出、訓練等実施の働きかけ等を行い、連携・協力体制の構築に努めているとしているが、普及啓発通知に基づく取組について、文書による通知や連絡は行っていない。

また、18 気象台等では、気象台ウェブサイトにおいて、従来から実施してきた取組である出前講座、気象講演会、気象台見学等の実施については、取組の概要、メニュー、申し込み方法等について周知を行っているが、普及啓発通知に基づき拡充された普及啓発等の取組については、次のとおり、一部を除き周知を行っていない。

- ① 「学校における地震・津波防災教育に関する授業等のモデルづくりや教材の作成支援」及び「局地的大雨に関する教育機関向け注意喚起の取組」については、8 気象台等 (44.4%) において、防災教育に関するポータルサイト等を設け、防災教育について気象台が行う支援の内容、防災授業等の実例の紹介等を行っているが、他の 10 気象台等 (55.6%) については、気象庁本庁が作成した学習素材等へのリンクはあるものの、気象台等の取組は周知されていない。
- ② 「自治体等関係機関が実施する防災訓練への参加、協力」については、1 管区気象台 (5.6%) において、地方公共団体向けの「WEB版防災ハンドブック」のページを独自に作成し、防災訓練の際に気象台が行うことができる支援の内容のほか、平常時、荒天時における支援の内容等について説明しているが、他の 17 気象台等 (94.4%) については、気象台の取組は周知されていない。
- ③ 「学校における緊急地震速報訓練実施の働きかけ」、「学校教師を対象とした研修における講演」、「防災関係機関担当者を対象とした講習会の開催」、「局地的大雨に関する学校行事に利用できる防災情報の提供」、「地域防災リーダー、学校防災リーダー養成プログラムへの協力」及び「気象予報士会や大学等と連携し、学校教育機関等への働きかけ」については、いずれの気象台等においても取組は周知されていない。
- ④ 「竜巻等突風に係る地域の特性を踏まえた広報ツールの作成、活用」については、2 気象台等 (11.1%) において、地域の特性を踏まえて独自に作成した広報ツールについて周知しているが、他の 16 気象台等 (88.9%) においては、地域の特性を踏まえた広報ツールに係る取組は周知されていない。

このため、調査対象とした 50 地方公共団体 (16 都道府県及び 34 区市町) のうち 5 地方公共団体 (1 県 4 市) では、気象台等が実施する普及啓発等の取組について認知していないか又は認知しているものの取組の周知が十分ではないとしており、次のとおり、気象台等が実施する普及啓発等の取組に係る周知や情報提供を求める意見・要望が聴かれた。

- ① 自主防災組織における防災リーダーの養成が課題と考えていたが、これまで、気象台が防災リーダー養成の支援を実施していることを知らなかった。具体的な支援の内容等が分かれば積極的に活用したい。
- ② 気象台等が、気象予報士会や大学等との連携による学校教育機関等への働きかけを行っていることを知らなかったが、学校教育現場でいかせるような防災気象情報

図表 2-⑤

図表 2-⑥

の多様な周知手法を考えていきたいので、このような取組について情報提供してほしい。

- ③ 気象台等が、地域防災リーダー、学校防災リーダー養成プログラムへの協力をやっていることを承知していなかったため、これまで協力依頼を行っていませんでしたが、当市では地域防災組織の代表者で構成する委員会を毎年度開催しており、このような機会に防災気象情報に係る講演を実施してもらいたい。

また、講演のメニューや内容を事前に示してもらえると利用しやすい。

- ④ 気象台等が学校防災教育に関連する講演を行っていることは承知しているが、学校現場にまで十分周知できていない。このため、毎年、年度当初に取組の概要が分かるチラシ等を作成し、メニュー等を示してほしい。
- ⑤ 行政が行う防災リーダー養成講座等について、気象台等から講師の派遣が受けられることを広く周知してもらえれば依頼しやすい。

なお、気象庁本庁は、気象台等に対し、普及啓発通知に基づく取組について、その周知方法、関係機関との連携方法等、具体的な取組の進め方について、同通知以外に特段の指示等は行っていない。

【所見】

したがって、国土交通省は、地域における住民に対する防災情報の効率的・効果的な普及啓発等を推進する観点から、地方公共団体等に対し、気象台等が実施する普及啓発等の取組について周知を行い、気象台等と地方公共団体等との連携・協力を充実する必要がある。

図表 2-① 住民に対する安全知識の普及啓発・気象情報の利活用促進に係る当面の取り組みについて（平成 24 年 4 月 12 日付け気象庁総務部総務課長 企画課長 民間事業振興課長通知）（抜粋）

第 1 部 取り組みの方向性

① 基本的考え方

- ・ 気象庁が発表する様々な情報は、いずれも災害の予防、交通の安全の確保、産業の振興等公共の福祉の増進に資することを目的としている。こうした情報が効果を発揮し、所期の目的を果たすためには、住民が情報を適時に入手し、適切な行動をとることはもとより、気象現象等の急な発生・変化や情報伝達手段の途絶等により情報の入手が困難な場合でも、周囲の状況から自ら判断して行動できるよう気象情報の利活用や安全知識の普及啓発の更なる推進を図る必要がある。
- ・ とりわけ防災に関わる気象情報に関しては、被害を最小化するため住民が防災気象情報を迅速かつ適切に活用し、的確な避難・安全確保行動をとることが不可欠である。
- ・ 近年においては、平成19年10月の緊急地震速報の一般提供開始にあたって、その内容、発表方法の他、情報の特性や限界、発表時に利用者がとるべき行動等について十分な周知を行うことが必要とされ、様々な取り組みがなされてきた。
- ・ また、平成21年6月には交通政策審議会気象分科会において、局地的大雨対策として「自ら危険を回避できるよう、気象情報等の活用能力の向上を含めた安全知識の普及啓発を強化する」、「普及啓発や利活用促進に当たっては、防災関係機関、地域等の安全にかかわる関係者、さらには民間部門等、幅広い関係者の連携・協力を促進する」などとする提言が示され、これに沿った取り組みが図られてきた。〔気象分科会提言〕
- ・ さらに、今般の東日本大震災を受けて気象庁では、津波に対する的確な避難行動等を促すため津波警報の改善を図るとともに、普及啓発活動について、自治体や報道機関に加えて、学校関係者や自主防災組織と連携して重点的・長期的に取り組むこととした。〔津波警報勉強会報告（平成23年9月）〕
- ・ 中央防災会議の「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」や、中央教育審議会の「学校安全の推進に関する計画の策定について（答申）」においても、地震・津波に関わる普及啓発や防災教育の重要性が改めて指摘されている。〔中防専門調査会報告（平成23年9月）、中教審答申（平成24年3月）〕
- ・ 津波に関する徹底した防災教育の結果、東日本大震災において小中学校の犠牲者がほとんど出なかった事例もあり、自ら判断し行動できる防災教育の重要性が改めて認識されているところである。
- ・ こうした社会的要請や関心の高まりの一方で、気象庁としてのリソースは限られていることから、これまで以上に着実かつ幅広く普及啓発に取り組むことが求められる。
- ・ こうした諸状況を踏まえ、気象庁として、関係機関と連携しながら、気象現象や気象情報に関する知識、防災・減災等に対する意識の向上に全庁を挙げて戦略的に取り組むこととする。
- ・ その際、情報の受け手でもある住民の認識に立って、気象情報に対する信頼の低さや分かりにくさの指摘にも真摯に向き合い、常にその改善に努めるとともに、災害時の人間の心理的特性でもある正常化の偏見、多数派同調バイアス、経験の逆機能なども考慮する必要がある。
- ・ また、自然災害から身を守るためには、プロアクティブの原則（①疑わしきときは行動せよ、②最悪事態を想定して行動せよ、③空振りには許されるが見逃しは許されない）に則った対応が大切であること、結果としてたいした災害にならなかった場合でも「良かった」と捉える思考が大切であることなど、自然現象に向き合う姿勢そのものについても啓発を図る。

② 喫緊の課題

【主要分野に関する課題】

（地震・津波）

- ・ 地震・津波に関する情報については、今般の東北地方太平洋沖地震およびその余震を契機に、社会的な受け止められ方や普及・利活用に係る状況が大きく変わりつつある。
- ・ とりわけ津波警報に関しては、内容や伝達方法について多くの課題が住民調査などからも明らかとなっており、「津波警報の発表基準等と情報文のあり方に関する検討会」の提言を踏まえて改

善を図っているところであり、今後は具体的な改善事項を含めて住民への普及啓発を図るとともに、防災意識・知識の向上にもより一層の取り組みが必要である。

- ・ 緊急地震速報についても、震災以降の余震により東日本においては発表回数が増加し、体験から安全確保行動が身についた住民も増加していると考えられるが、西日本においては認知度が高まってきたものの必ずしも行動に結びついているとは言えない状況であるので、訓練等を通じて利活用の促進を図る必要がある。
- ・ 「南海トラフの巨大地震」及び「首都直下地震」については、中央防災会議の防災対策推進検討会議において“発生が危惧される大規模災害”として具体的に挙げられており、これらの影響を受ける地域においては取り組みの強化が特に求められる。
- ・ また、長周期地震動に関連した高層階での揺れの実態や家具固定等について周知徹底を図る必要がある。

(大雨災害)

- ・ 気象警報・注意報などに関しては、「大雨災害における避難のあり方等検討会報告書（平成22年3月）」においては、「適切な避難行動が選択されなかったことにより被災している事例」が起きている背景として、「住民の避難に対するイメージが固定化していることや住民の防災意識の低さ、さらに、行政への依存体質などがあると考えられる。」との課題が提起されている。
- ・ 平成22年度の利活用状況調査（気象庁）においては、大雨警報の発表を受けて何らかの警戒行動をとる人が大半を占める一方、その意味を過小評価している住民の割合が高いことや、気象警報・注意報が市町村ごとに発表されるようになったことの認知度が低いこと、土砂災害警戒情報と大雨警報との災害に対する危険度の違いやそれぞれの役割が十分に理解されていない可能性があるなどの課題が明らかとなっている。
- ・ 記録的な大雨等の現象が発生もしくは予想される場合に、的確に住民に伝わっておらず、特に、気象情報で警戒を呼びかける際に、総雨量や雨量の見通しを発表しても災害の発生をイメージするのが難しいといった課題がある。
- ・ 局地的大雨から身を守るための啓発についても、引き続き取り組んでいく必要がある。

【取り組み手法に関する課題】

- ・ これまで、出前講座や気象講演会等を通じ普及啓発・利活用促進のための取り組みを進めているところであるが、気象庁が有する人員体制や予算規模等に鑑みると、気象庁職員が主体となつて行う現状のこうした取り組み手法だけでは、住民への広がり方は限定的とならざるを得ない。

③ 当面の方針

- ・ 上記の課題等を踏まえ、今後当面の間、次の目標を掲げ、以下の分野、対象について特に重点的な取り組みを進める。

気象情報や自然現象から、住民の自らの判断で
状況に応じた的確な行動をとることのできるような風土・文化を醸成する

【重点分野】

● 地震対策

地震という現象の特徴（基本的には予知できないこと、大きな揺れは長くても数分間であり、まずはその間、命を守る必要があることなど）や活断層等による当該地域におけるリスクも踏まえつつ、地震から身を守るためには平常時からの建物の耐震化や家具等の固定が何よりも大切であることを啓発した上で、緊急地震速報の特性や意味、住民がとっさに取るべき行動について周知・普及を図る。

「南海トラフの巨大地震」及び「首都直下地震」が発生した場合に影響が懸念される地域においては、特に強力に取り組むこととする。

なお、地震防災対策強化地域においては、地震の発生前に警戒宣言が発せられる場合があることを踏まえ、東海地震に関連する情報の意味について周知・普及を図る。

● 津波対策

津波という現象の特徴（幅があるものの予測が可能であること、適切な避難行動さえできれば助かる可能性が高いこと）や海岸地形等による当該地域におけるリスクも踏まえつつ、津波警報の改善内容、住民が取るべき行動について周知・普及を図る。

● 大雨災害対策

気象がもたらす各種の現象及び災害の特徴や当該地域におけるリスクを踏まえつつ、気象情報や周辺の気象状況の変化に応じて取るべき行動に関する住民への理解促進を図る。

従前より実施している以下の取り組みを通じ、国民への普及啓発を継続強化する。

- ・ 気象防災情報検討会の取り組みを通じた気象警報を始めとする防災気象情報の利活用の促進
- ・ 「気象台における地方公共団体の防災対策への支援の手引き」（平成23年6月、気企第73号）を補足する具体的な指示（『避難勧告等の判断・伝達マニュアル』等策定支援に係る補足について』（平成22年7月）、『防災気象情報の利活用に係る周知・啓発と災害後のフォローアップについて』（平成23年6月）共に予報部業務課気象防災情報調整官事務連絡）に基づく取り組み
- ・ 気象分科会提言を踏まえた局地的大雨から身を守るための取り組み

【対象】

● 住民への指導的役割を担う機関

地域防災計画やハザードマップの作成を行う自治体、避難の支援を担う警察・消防団、自主防災組織等の地域防災関係機関や、教育関係機関等、地域に密着して持続的な活動を行う団体、日本気象予報士会、日本防災士会等の専門的な知識を有する団体等に対し、相手機関の専門分野を踏まえて積極的に働きかけて連携・協力体制の構築に努め、住民への指導的役割を担う者に対して必要な支援を行い、活動の裾野を広げることに重点を置く。特に“風土・文化を醸成する”という観点からは、学校教員や地域防災のリーダーに対する普及啓発に注力する。

④ 普及啓発・利活用促進の効果・効率向上のための方策（横断的取り組み）

- ・ 気象庁の内部において、各部署間で活動内容に係る情報や普及啓発のためのツールを共有化し、業務の効率化を図るとともに、それぞれの活動における創意工夫を促す。
- ・ 一方で、こうした取り組みを効果的に進めるため、気象庁職員のスキルアップを図ることも重要であり、意欲を高める取り組みを行ったり職員研修等において外部講師による指導を強化するなど、内容の充実化を図る。
- ・ 気象情報の普及啓発・利活用促進の効果をわかりやすく的確に表現できるような評価手法について検討を進める。

⑤ 取り組みの実施、フォローアップ、改善等見直しについて

- ・ こうした基本的方針をもとに、本庁は、内閣府や消防庁、文部科学省などに連携を働きかけ、地方において円滑な活動が可能となるよう支援を行う。また、各管区・地方気象台が共通して使用可能なパンフレットやホームページコンテンツ等の広報ツールを提供する。加えて、社会的・経済的に広い影響力を持つ方々などに対する普及啓発にも取り組む。
- ・ 各管区・地方気象台等は、本庁での取り組みを踏まえ、担当地域の地理的・社会的状況や自然災害について抱えているリスク等も考慮して、独自の創意工夫も加えながら、地元の自治体や防災関係機関、教育関係機関、報道機関等と連携して、講演、勉強会、出前講座、テレビ出演、会議、防災訓練、広報行事やリーフレットの配布などの取り組みを積極的に実施する。
- ・ 活動の実績およびその効果について各年度ごとにフォローアップを行い、次年度に向けた課題を整理する。
- ・ フォローアップの結果や社会的情勢の変化等に応じ、ここに記載した取り組みの方向性についても見直しを行う。

第2部 H24年度実施計画

平成24年度においては、第1部で記述した方針を念頭に置き、安全知識の普及啓発、気象情報の利活用促進を行う担い手の開拓・拡大に向け、管区・地方気象台等において、それぞれの地域の実情に応じて、

防災関係機関や教育関係機関のほか、日本気象予報士会、日本防災士会など専門的な知識を有する機関などと接触を図り、安全知識の普及啓発についてこれらの機関との協力関係を築くことを目指す。

① 重点分野に関する具体的取り組み

当面、重点的に取り組むこととした「地震」、「津波」、「大雨」対策については、第1部②、③で述べた課題認識、方針を踏まえ、それぞれ以下の取り組みを地域の特性に応じて実施する。

● 地震、津波

【普及啓発の内容】

- ・ 津波防災については、平成24年度初頭に作成する「津波防災力向上のためのガイドライン」に沿って、改善した津波警報等の防災情報の意味と内容、取るべき行動、地震津波に関する知識等
- ・ 緊急地震速報については、見聞きしたとき「周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する」行動をとること
- ・ 長周期地震動については、高層建築物での揺れの実態や家具固定等の防災対応
- ・ 東海地震については、東海地震に関連する情報の各情報（調査、注意、予知）の意味と内容

【本庁の取組】

- ・ 津波防災ではガイドラインに沿った地方気象台等の取組への支援
- ・ 緊急地震速報の全国訓練の実施等
- ・ 長周期地震動の総務省消防庁、国土交通省住宅局や自治体等と連携した周知啓発を検討・試行

【管区・地方気象台等の取組例】

- ・ 学校における緊急地震速報訓練の働きかけ
- ・ 自治体等関係機関が実施する防災訓練への参加、協力
- ・ 学校教師を対象とした研修における講演
- ・ 学校における地震・津波防災教育に関する授業等のモデルづくりや教材の作成支援
- ・ 防災関係機関担当者を対象とした講習会の開催
- ・ 報道機関向け勉強会の実施

● 大雨

【普及啓発の内容】

- ・ わが国や自分がある地域で起こり得る気象災害に対する正しい知識
- ・ 段階的に発表される防災気象情報（予告的に発表する気象情報、注意報・警報、警報等を補完する気象情報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、記録的短時間大雨情報）等の入手・利用方法
- ・ 状況に応じた判断と、身を守るための行動。各情報が発表されたときにおける取るべき対応

【本庁の取組】

- ・ パンフレット「大雨や台風に備えて」の作成
- ・ リーフレット「大雨時に活用できる防災気象情報（仮）」の作成
- ・ 各報道機関の論説員を対象とした意見交換会
- ・ 講演・セミナー等の協力（気象キャスターネットワークの講演など）

【管区・地方気象台等の取組例】

- ・ 自治体の防災訓練への積極的な参加
- ・ 局地的大雨に関する教育機関向け注意喚起の取組や、学校行事に利用できる防災情報の提供
- ・ 地域防災リーダー、学校防災リーダー養成プログラムへの協力
- ・ テレビ番組への出演による気象知識の普及、啓発
- ・ 学校教師を対象とした研修での講演
- ・ 気象予報士会や大学等と連携し、学校教育機関等への働きかけ
- ・ 防災関係機関担当者を対象とした講習会の開催
- ・ 報道機関向け勉強会の実施

② その他の分野に関する具体的取り組み

重点分野としたもの以外についても、それぞれの現状、課題認識、目標等を踏まえ、以下の取り組み

を地域の特性に応じて実施する。

● 竜巻等突風

【現状・課題】

- ・ 竜巻などの突風の被害事例のうち、竜巻注意情報で事前に注意を呼びかけられる割合は3割程度で、また空振りも多いなど精度面で課題がある。
- ・ 県単位で概ね1時間を有効として発表する竜巻注意情報は、情報と連動した避難行動を求める情報ではなく、今後の気象の変化に注意してもらうためのトリガー的な情報である。10分毎に発表する竜巻発生確度ナウキャストと組み合わせて利用することが望ましいが、防災判断としての利活用の普及に課題がある。

【目標】

- ・ 竜巻などの突風についての特徴や前兆現象、身を守るための行動などの知識の普及
- ・ 気象庁から発表する情報についての理解、利活用の促進

【普及啓発の内容】

- ・ 竜巻などの突風についての特徴や前兆現象、身を守るための行動などの知識
- ・ 段階的に発表される防災気象情報（「竜巻」を明記した予告的に発表する気象情報、雷注意報、竜巻注意情報、竜巻発生確度ナウキャスト）の利用方法。特に、竜巻注意情報については、精度的な課題がある一方で、突風発生の可能性は格段に高くなっていることへの理解と、情報が発表されたときの対応方法。

【本庁の取組】

- ・ リーフレット「竜巻・雷・強い雨」の作成
- ・ リーフレット「竜巻から身を守る」の作成
- ・ 気象庁ホームページにおける竜巻注意情報など関連する情報の検証結果の公表

【管区・地方气象台等の取組例】

- ・ 本庁で作成するリーフレット等とあわせ、地方の特性を踏まえた広報ツールの作成、活用

(以下略)

(注) 下線は当省が付した。

図表 2-② 気象庁本庁における平成 24 年度実施計画に基づく普及啓発等の主な取組状況（平成 24 年度）

分野	取組事項	取組内容
地震・津波	津波防災に係る地方気象台等への支援	<p>改善された津波警報について地方気象台等が実施する普及啓発等の取組を支援するため、次の広報ツールを作成し配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 津波防災啓発ビデオ「津波に備える」（平成 25 年 2 月作成） ・ リーフレット「津波警報が変わりました」（平成 25 年 3 月発行） ・ リーフレット「津波から命を守るために」（平成 25 年 6 月発行）
	緊急地震速報の全国訓練の実施等	<p>○平成 24 年 6 月 28 日実施 （参加府省庁等） 内閣官房、内閣府、総務省、消防庁、財務省、農林水産省、経済産業省、特許庁、国土交通省、海上保安庁、国土地理院、環境省、気象庁 （参加地方公共団体） 約 1,400 区市町村 このうち、①防災行政無線による放送を実施したものは 153 区市町村、②庁舎内への放送を実施したものは 89 市町村、③その他の放送（コミュニティ FM）等を実施したものは 13 区市町村あり、このほかは部内訓練や機器の動作確認等を実施</p> <p>○平成 24 年 12 月 3 日実施 （参加府省庁等） 内閣官房、内閣府、総務省、消防庁、財務省、農林水産省、経済産業省、特許庁、国土交通省、海上保安庁、国土地理院、環境省、気象庁 （参加地方公共団体） 1,334 市町村 このうち、①住民参加の緊急地震速報対応行動訓練を実施したものは 62 市町村、②住民参加の避難等の防災訓練を実施したものは 8 市町村、③職員を対象とした緊急地震速報対応行動訓練等を実施したものは 492 市町村、④防災行政無線等、住民への情報伝達手段を起動させる訓練を実施したものは約 460 市町村、⑤庁内放送を起動させる訓練を実施したものは約 180 市町村あり、このほかは、Jアラートの受信確認や情報伝達手段の起動手順の確認等を実施</p>
	長周期地震動に関する情報検討会の開催等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 24 年 10 月 22 日に、総務省（消防庁）、国土交通省、地方公共団体、有識者等を構成員とする「長周期地震動に関する情報検討会」を設置し、長周期地震動に関して気象庁が作成し提供する情報の具体的な内容について検討（6 回開催）し、平成 25 年 6 月に報告書を公表 ・ 「長周期地震動に関する観測情報（試行）」を気象庁ウェブサイトにおいて公表

分野	取組事項	取組内容
大雨	<ul style="list-style-type: none"> パンフレット「大雨や台風 に備えて」の作成 リーフレット「大雨時に活 用できる防災気象情報（仮）」 の作成 	<ul style="list-style-type: none"> リーフレット「竜巻・雷・強い雨－ナウキャストの利 用と防災－」（平成 25 年 2 月発行）
	<ul style="list-style-type: none"> 講演・セミナー等の協力（気 象キャスターネットワーク の講演など） 	NPO法人「気象キャスターネットワーク」が開催する気 象講座に講師を派遣（平成 24 年 7 月 14 日、11 月 24 日、 25 年 2 月 23 日）
竜巻等突風	<ul style="list-style-type: none"> リーフレット「竜巻・雷・ 強い雨」の作成 リーフレット「竜巻から身 を守る」の作成 	<ul style="list-style-type: none"> リーフレット「竜巻・雷・強い雨－ナウキャストの利 用と防災－」（平成 25 年 2 月発行）
	<ul style="list-style-type: none"> 気象庁ホームページにおけ る竜巻注意情報など関連す る情報の検証結果の公表 	「竜巻注意情報および竜巻発生確度ナウキャストの検証 結果（2012 年）」の公表

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-③ 18 気象台等における平成 24 年度実施計画に基づく普及啓発等の取組状況（平成 24 年度）

(単位: 気象台等)

現象	普及啓発等の取組	左記の取組 を実施
地震・ 津波	学校における緊急地震速報訓練の働きかけ	16
	自治体等関係機関が実施する防災訓練への参加、協力	17
	学校教師を対象とした研修における講演	16
	学校における地震・津波防災教育に関する授業等のモデルづくりや教材の作成支援	14
	防災関係機関担当者を対象とした講演会の開催	17
	報道機関向け勉強会の実施	15
大雨	自治体の防災訓練への積極的な参加	16
	局地的大雨に関する教育機関向け注意喚起の取組等	14
	地域防災リーダー、学校防災リーダー養成プログラムへの協力	14
	テレビ番組への出演による気象知識の普及、啓発	12
	学校教師を対象とした研修での講演	15
	気象予報士会や大学等と連携し、学校教育機関等への働きかけ	10
	防災関係機関担当者を対象とした講演会の開催	17
報道機関向け勉強会の実施	16	
竜巻等 突風	地方の特性を踏まえた広報ツールの作成、活用	13

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「普及啓発等の取組」は、普及啓発通知「第 2 部 H24 年度実施計画」の「管区・地方気象台等の取組例」による。

図表 2-④ 気象台等における関係機関との連携・協力による普及啓発等の取組例

気象台等名	取組の内容
福島地方気象台	○ 県教育委員会の要請による緊急地震速報を活用した避難訓練の支援 福島地方気象台では、平成 24 年度に、福島県教育委員会からの要請を受け、文部科学省の実践的防災教育総合支援事業の学校防災アドバイザーとして、防災気象官及び地震津波防災官を教職員研修会及び5校（小学校4、中学校1）で実施された緊急地震速報受信システムを活用した地震対象避難訓練に派遣するとともに、指導等を行った。
気象庁、東京管区気象台	○ 東京都との共催による「東京都防災気象講習会」の実施 東京管区気象台では、平成 22 年 5 月 27 日から市町村別の警報・注意報を発表することとなったことを契機に、東京都内の全ての区市町村長を幹部が訪問し、気象庁の業務説明や意見交換を行っている。この中で、区市町村長から、「職員を対象に防災気象に関する研修を実施してほしい。」との要望があったことから、平成 24 年 4 月 25 日に、気象庁、東京管区気象台及び東京都が共催して、区市町村防災担当職員及び東京都防災担当職員を対象とした、「東京都防災気象講習会」を開催した。 同講習会では、気象庁等が提供する防災気象情報の利活用促進及び気象庁、東京都、都内区市町村相互の連携強化を図ることを目的として、台風・大雨、地震・津波等の防災気象情報、東京管区気象台の防災対策支援及び東京都の防災対策に係る説明等を行った。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-⑤ 18 気象台等のウェブサイトにおける普及啓発等の取組に関する周知の状況

(単位：気象台等、%)

取組 区分	学校における緊急地震速報訓練働きかけ	自治体等関係機関が実施する防災訓練への参加、協力	学校教師を対象とした研修における講演	学校における地震・津波防災教育に関する授業等のモデル作りや教材の作成支援	防災関係機関担当者を対象とした講習会の開催	局地的大雨に関する教育機関向け注意喚起の取組	局地的大雨に関する学校行事に利用できる防災情報の提供	局地的大雨に関する学校の協力	地域防災リーダー、学校防災リーダー養成プログラムの実施	気象予報士会や大学等と連携し学校教育機関等への働きかけ	竜巻等突風に係る地域の特性を踏まえた広報ツール作成、活用
普及啓発の取組の周知	0 (0)	1 (5.6)	0 (0)	8 (44.4)	0 (0)	8 (44.4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (11.1)
普及啓発の取組の未周知	18 (100)	17 (94.4)	18 (100)	10 (55.6)	18 (100)	10 (55.6)	18 (100)	18 (100)	18 (100)	18 (100)	16 (88.9)
計	18 (100)	18 (100)	18 (100)	18 (100)	18 (100)	18 (100)	18 (100)	18 (100)	18 (100)	18 (100)	18 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「取組」は、普及啓発通知「第2部H24年度実施計画」の「管区・地方気象台等の取組例」による。

3 ()内は、調査対象とした18気象台等に対する割合である。

図表 2-⑥ 気象台等のウェブサイトにおける普及啓発等の取組に係る周知の例

取組	気象台名	周知内容
学校における地震・津波防災教育に関する授業等のモデル作りや教材の作成支援	札幌管区気象台	○「学習素材の紹介ページ」 ・ 学年ごと、教科（理科、社会）ごとの学習素材の掲示 ・ 単元ごとの教材及び教師向けの資料の例示 ・ 学習素材の検索
	東京管区気象台	○ 防災教育支援ポータルサイト ・ 独自に作成した「緊急地震速報訓練キット」の掲示、提供
	津地方気象台	○ 防災教育素材集 ・ 平成 25 年度に、桑名市教育委員会の防災教育教材づくりの取り組みに参加し、その一つとして、教師や児童・生徒が授業に活用できるような気象・地震・火山などに関連したリンク集を「防災教育素材集」としてまとめたもの
	岡山地方気象台	○ 防災意識啓発用DVD「自然災害から命を守る」（地震・津波編、特別警報編、風水害編）の掲示 (図表 2-④参照)
	福岡管区気象台	○ 児童向けリーフレット「天気が急にかわったらすぐひなんしよう」及びその解説書「局地的大雨から児童を守るために」 ・ 児童向けリーフレットとともに、局地的大雨から児童を守るための注意事項をまとめた教師向けの解説書を作成、掲示
	沖縄気象台	○「防災教育支援ポータルサイト」 ・ 防災授業の実例の紹介や地域に特有の気象現象の解説等に係るメールマガジンの掲示
	石垣島気象台	○「学校での防災教育—育もう未来を担う防災力—」 ・ 学校で実施する防災講話の内容、対象等の紹介 ・ 防災教育を支援するための素材の掲示（独自に作成したコンテンツ等へのリンク） ・ 他の気象台等の防災教育関連サイトへのリンク ・ 内閣府、文部科学省等の防災教育関連サイトへのリンク
自治体等関係機関が実施する防災訓練への参加、協力	札幌管区気象台	○「WEB版防災ハンドブック」 ・ 平時及び荒天時において、地方公共団体に対して気象台が実施できる主な支援の内容 ・ 防災情報に係る知識 ・ 気象庁本庁の実況監視サイトへのリンク ・ 関係機関の防災関連サイトへのリンク
竜巻等突風に係る地域の特性を踏まえた広報ツールの作成、活用	福島地方気象台	○ あなたの街に警報！ その時どうする？ ・ 気象台が発表する防災気象情報の意味を分かりやすく解説するとともに、情報を受け取った場合の対応についての理解させることを目的として、独自に制作された動画コンテンツであり、竜巻注意情報に係る解説を含む
	石垣島地方気象台	○ 防災教育用資料「竜巻・突風・局地的大雨」 ・ 発達した積乱雲に伴う現象について、地域における被害の状況やメカニズム、身を守るために避難行動を解説する講演について、内容、所要時間等を紹介 ○ 冊子「局地的大雨・雷・竜巻 Q&A」（八重山地方防災連絡会） ・ 自主防災組織や地域の防災リーダー、学校教職員が地域や学校現場で実施する防災知識の普及、防災意識の啓発を支援するため、石垣島地方気象台が中心となって作成したもので、局地的大雨や雷、竜巻の発生メカニズムから、発生数の統計資料、防災情報の解説、災害から身を守るための防災知識等で構成されるもの

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「取組」は、普及啓発通知の第2部H24年度実施計画に掲げられた管区・地方気象台等の取組例による。